



循 第 2 9 2 号
平成30年5月10日

一般社団法人福井県産業廃棄物協会
会長 谷崎晃 様

福井県安全環境部循環社会推進課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福井県規則第18号により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成13年福井県規則第26号。）を下記のとおり改正し、平成30年4月1日から施行しましたので通知します。

つきましては、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

記

<主な改正事項>

- 申請書等の提出部数および提出先の整備
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成29年法律第61号）により追加された「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定」および「有害使用済機器の保管等」に係る申請書等の提出部数および提出先を新たに規定
- 許可証等の再交付の対象拡大
「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定証」を再交付の対象に追加

担当

廃棄物対策グループ 善里、泉
TEL : 0776-20-0382

福井県報

第 2911 号
平成 30 年
3 月 30 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

- 規則
 - ※福井県税犯則事件取締執行規則の一部を改正する規則(一一・税務課)……………二
 - ※福井県公舎管理規則の一部を改正する規則(一三・財産活用推進課)……………二四
 - ※福井県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(一四・情報公開・法制課)……………二四
 - ※公立大学法人福井県立大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則(一五・大学・私学振興課)……………二五
 - ※福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一六・環境政策課)……………二六
 - ※福井県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(一七・同)……………二六
 - ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(一八・循環社会推進課)……………二七
 - ※福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則等を廃止する規則(一九・長寿福祉課)……………二八
 - ※介護保険法施行細則の一部を改正する規則(二〇・同)……………二九

- ※福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則等を廃止する規則(二一・障害福祉課)……………三三
- ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(二二・同)……………三三
- ※児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(二三・同)……………三六
- ※福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例施行規則(二四・子ども家庭課)……………三七
- ※旅館業法施行細則の一部を改正する規則(二五・医薬食品・衛生課)……………三八
- ※福井県動物の愛護および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二六・同)……………三八
- ※福井県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則(二七・生産振興課)……………三八
- ※福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二八・道路保全課)……………三九
- 告示
 - 公平委員会事務の受託の廃止(一一・九・市町振興課)……………三九
 - ※県統計調査の告示の一部を改正する告示(一二〇・政策統計・情報課)……………三九

- 救急業務に係る医療機関の認定(一一・一・福井保健所)……………四〇
- 鳥獣保護管理事業計画の変更(一二・二・自然環境課)……………四二
- 家畜の検査の実施(一三・三・生産振興課)……………四一
- 道路の区域の変更(一四・四・一二五)……………四三
- 道路保全課……………四三
- 道路の供用の開始(一五・六・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(一六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(一七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(一八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(一九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(二九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(三九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(四九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(五九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(六九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(七九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(八九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九〇・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九一・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九二・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九三・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九四・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九五・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九六・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九七・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九八・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(九九・二・一二七)……………四四
- 道路の供用の開始(一〇〇・二・一二七)……………四四

- 人事委員会規則
 - ※福井県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(四)……………五六
 - ※福井県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する告示(一〇)……………五七
 - 公安委員会規則
 - ※福井県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(四・総務課)……………五八
 - 労働委員会告示
 - ※福井県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示(一)……………五九
 - 収用委員会告示
 - ※福井県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示(一)……………六〇
 - 福井海区漁業調整委員会告示
 - ※福井県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示(一)……………六一
 - 内水面漁場管理委員会告示
 - ※福井県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示(一)……………六二
 - 企業管理規程
 - ※福井県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程(二)……………六三
- 教育委員会規則
 - ※福井県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(二・教育政策課)……………五二
 - ※教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(三・学校振興課)……………五三
 - 教育委員会告示
 - 福井県指定文化財の指定(一・生涯学習・文化財課)……………五五
 - ※福井県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示(三二六)……………五五

井県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「別表第一に掲げる施設」を「第三条の五に規定する施設、同令別表第一に掲げる施設」に改める。

第二十二条第一項第三号中「大気汚染防止法施行令別表第一」を「大気汚染防止法施行令第三条の五に規定する施設、同令別表第一」に改める。

別表第二備考の表中「第二条第二項の一般ガス事業者」を「第二条第三項に規定するガス小売事業者(同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。)(および同条第六項に規定する一般ガス導管事業者(同条第五項に規定する最終保障供給を行う者に限る。))」に改める。

別表第四第一号3備考五イ中「または第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域または田園住居地域」に改め、同号3備考六中「または老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項の幼保連携型認定こども園」を加える。

様式第一号および様式第二号中

大気汚染防止法	第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・第17条の5第1項・第17条の6第1項・第17条の7第1項・第18条第1項・第18条第3項・第18条の2第1項・第18条の6第1項・第18条の6第3項・第18条の7第1項
---------	--

を

に改める。

大気汚染防止法	第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・第17条の5第1項・第17条の6第1項・第17条の7第1項・第18条第1項・第18条第3項・第18条の2第1項・第18条の6第1項・第18条の6第3項・第18条の7第1項・第18条の23第1項・第18条の24第1項・第18条の25第1項
---------	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の福井県公害防止条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年三月三十日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成十三年福井県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第九条の二の四第一項」の下に「法第十二条の七第一項」を加え、同条第二項第一号中「第九条の二の四第一項」の下に「法第十二条の七第一項」を加える。

別表第一中

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(省令様式第二号の十四)	を
----------------------------------	---

「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(省令様式第二号の十四)」
 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書(省令様式第五号の二)
 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書(省令様式第五号の四)
 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更(廃止)届出書(省令様式第五号の五)
 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更(廃止)届出書(省令様式第五号の七)

「特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第十七号)」(特別管理産業廃棄物処分業に限る。)

「特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書(省令様式第十七号)」(特別管理産業廃棄物処分業に限る。)
 有害使用済機器保管等届出書(省令様式第三十五号の二)
 有害使用済機器保管等変更届出書(省令様式第三十五号の三)
 有害使用済機器保管等廃止届出書(省令様式第三十五号の四)

別表第二中
 「措置内容等報告書(省令様式第四号)」

に、

を

に改める。

を

「措置内容等報告書(省令様式第四号)」
 「措置内容等報告書(省令様式第五号)」

に改める。

附則
 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則等を廃止する規則を公布する。
 平成三十年三月三十日
 福井県知事 西川 一誠

福井県規則第十九号

福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則等を廃止する規則

- 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 福井県軽費老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成二十五年福井県規則第九号)
 - 二 福井県養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成二十五年福井県規則第十号)
 - 三 福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成二十五年福井県規則第十一号)
 - 四 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則(平成二十五年福井県規則第十二号)
 - 五 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則(平成二十五年福井県規則第十三号)
 - 六 福井県指定介護老人福祉施設の人員、

改正後（案）

（許可証等の再交付の申請等）

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者、法第二十条の二第一項の登録を受けた者または法第九条の二の四第一項、法第十二条の七第一項および法第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者（以下これを「許可等を受けた者」という。）は、それぞれ交付された許可証、登録証明書または認定証（以下「許可証等」という。）を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書（様式第二十一号）に当該許可証等を添えて（許可証等を失ったときを除く。）、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等（第四号の場合にあつては、発見した許可証等）を知事に返納（事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納）しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可（以下この号において「許可」という。）、法第二十条の二第二項の登録ならびに法第九条の二の四第一項、法第十二条の七第一項および法第十五条の三の三第一項の認定（以下この号において「認定」という。）を取り消されたときまたは許可および認定が失効したとき。

二 許可、登録または認定に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。
 三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。
 四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

現行

（許可証等の再交付の申請等）

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者、法第二十条の二第一項の登録を受けた者または法第九条の二の四第一項および法第十五条の三の三第一項の規定により認定を受けた者（以下これを「許可等を受けた者」という。）は、それぞれ交付された許可証、登録証明書または認定証（以下「許可証等」という。）を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書（様式第二十一号）に当該許可証等を添えて（許可証等を失ったときを除く。）、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等（第四号の場合にあつては、発見した許可証等）を知事に返納（事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納）しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可（以下この号において「許可」という。）、法第二十条の二第二項の登録ならびに法第九条の二の四第一項および法第十五条の三の三第一項の認定（以下この号において「認定」という。）を取り消されたときまたは許可および認定が失効したとき。

二 許可、登録または認定に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。
 三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。
 四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

別表第一（第十八条関係）

提出書類	經由機関
(略)	主たる事業場の所在地を所管する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第二号の十）	
四）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書（省令様式第五号の二）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書（省令様式第五号の四）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更（廃止）届出書（省令様式第五号の五）	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（省令様式第五号の七）	
産業廃棄物処分業許可申請書（省令様式第八号）	
(略)	
特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第十七号） （特別管理産業廃棄物処分業に限る。）	
有害使用済機器保管等届出書（省令様式第三十五号の二）	
有害使用済機器保管等変更届出書（省令様式第三十五号の三）	
有害使用済機器保管等廃止届出書（省令様式第三十五号の四）	
産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に係る欠格要件該当届出書（様式第十三号の二）（産業廃棄物収集処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者に係るものに限る。）	
(略)	
(略)	
施設の所在地を所管する保健所長	

別表第二（第十八条関係）

別表第一（第十八条関係）

提出書類	經由機関
(略)	主たる事業場の所在地を所管する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（省令様式第二号の十）	
四）	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
産業廃棄物処分業許可申請書（省令様式第八号）	
(略)	
特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書（省令様式第十七号） （特別管理産業廃棄物処分業に限る。）	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者）に係る欠格要件該当届出書（様式第十三号の二）（産業廃棄物収集処分業者および特別管理産業廃棄物処分業者に係るものに限る。）	
(略)	
(略)	
施設の所在地を所管する保健所長	

別表第二（第十八条関係）

	提出書類	提出先
(略)	事業場の所在地	事業場の所在地
措置内容等報告書(省令様式第四号)	を所管する保健	を所管する保健
措置内容等報告書(省令様式第五号)	所長	所長
(略)	主たる事業場の所在地(主たる事業場の所在地が県外にある場合にあつては主たる営業区域)を所管する保健	主たる事業場の所在地(主たる事業場の所在地が県外にある場合にあつては主たる営業区域)を所管する保健
所長		所長

	提出書類	提出先
(略)	事業場の所在地	事業場の所在地
措置内容等報告書(省令様式第四号)	を所管する保健	を所管する保健
(新設)	所長	所長
(略)	主たる事業場の所在地(主たる事業場の所在地が県外にある場合にあつては主たる営業区域)を所管する保健	主たる事業場の所在地(主たる事業場の所在地が県外にある場合にあつては主たる営業区域)を所管する保健
所長		所長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

